

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№475
2010・9・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

ビルマ女性国際法廷の開催……………弘川欣絵
—国連独立調査団の派遣と国際刑事裁判所への付託を求めて

「静かな空」を取り戻すために—普天間爆音訴訟控訴審判決……………西川研一

発達障害男性の迷惑防止条例違反被告事件に逆転無罪判決……………野呂芳子
—東京高裁、自白の信用性を否定

青法協弁学合同部会第2回常任委員会(京都)を開催

- 京都支部企画「京都における市民ウォッチャーの取り組み」…………… 諸富 健
- 第2回常任委員会決議



サハリンの子ども

ビルマ女性国際法廷の開催

国連独立調査団の派遣と国際刑事裁判所への付託を求めて



大阪 弘川 欣絵

二〇一〇年六月二七日、青山学院大学の模擬法廷で、ビルマ女性たちの組織である「ビルマ女性連盟」が主催し、ヒューマン・ライツ・ナウの共催でビルマ女性国際法廷が開催されました（写真）。ヒューマン・ライツ・ナウとは、法律家・研究者・NGO関係者などで構成される日本発の国際人権NGOです。私も会員として、本法廷に検察官役として参加させていただきましたので、ご報告いたします。

一 ビルマ女性国際法廷とは

ビルマ女性国際法廷は、二〇一〇年三月に世界で初めて、ニューヨークで、ビルマ女性連盟とノーベル平和賞を受賞した女性たちにより開催され、今回は、これに引き続き、世界で二回目、そしてアジアで初めて開催されました。

この法廷が問うのは、ビルマの軍事政権によるビルマ女性に対する人権侵害が、国際刑事裁判所に関するローマ規程七条「人道に対する罪」にあたるかということです。

ビルマでは一九八八年に軍事政権が樹立し、二〇年以上にもわたり、政治活動の自由が著しく制限され、恣意的な逮捕、迫害などが行われ、人口の三割を占める少数民族に対して強制労働、組織的な性的虐待などが行われてきましたが、今日に至るまで、いっさい不処罰のまま放置されてきました。

そこで、今回、国際法廷による責任追及を行っ

て法の支配と人権を回復することが求められたのです。

二 法廷当日の様子

当日、二〇〇人近い方が傍聴し、独立系ビルマメディアが法廷の様子を世界に同時中継しました。また、日本のメディアのほか、BBCなどの国際メディアも取材にきました。

裁判官・検察官・弁護人は、多くの学者や弁護士、NGO関係者が務めました。

そして、起訴状朗読などを経て、本法廷で証言するために来日した、被害者のビルマ女性に対する証人尋問が行われました。

彼女たちの証言は以下のとおりです。

(1) 政治的迫害(Kyi Kyi Khinさん)

政治活動をしていたKy i Ky i Khinさんは、ある日令状なしで逮捕され、軍により拘束されました。尋問は、連日、長時間にわたり行



われ、頭に布を被され、常に立ったままで、足蹴にされることもありました。また、収容されてい

た部屋は窓も灯りもない真つ暗な部屋でした。K y i K y i K h i nさんは、いつまで続くか分からない過酷な尋問や収容に耐え切れずに、二八日目に供述調書にサインをし、弁護士も付かない裁判で懲役二年の刑を宣告され、服役しました。刑務所の衛生や医療も劣悪で、同房の女性受刑者が所内で出産し、不衛生により乳児が死亡したということもありました。

(2) 強制労働 (Ma Pu Seinさん)

ラカイン州出身のMa Pu Seinさんは道路建設のために、四年間、過酷な強制労働をさせられました。一世帯から必ず一人を強制労働に差し出さなければならず、男性のいない世帯からは女性、大人のいない世帯からは子どもが行かされました。賃金はもらえず、食事は自分で持参しなければならず、少し休むと兵士に銃の裏の部分で殴られました。ご飯を炊くのも、体を洗うのも塩水で、多くの人たちが病気になるいました。夜は、屋根も壁もない地面の上で寝かされました。また、兵士にレイプされた女性もたくさんいました。過酷な労働で亡くなった人もいます。

Ma Pu Seinさんは、一九九七年、そのような苦痛に耐え切れず、三人の子どもを置いたまま、やむなく、バングラデシュ国境へ逃げました。

(3) 性的暴力 (Naw Sun Setさん)

Naw Sun Setさんは、今回、来日できませんでしたが、本法院において、彼女の陳述書が読み上げられました。

Naw Sun Setさんは、一人で自宅にいた時、兵士がやって来て、レイプされそうになりました。次男がNaw Sun Setさんの叫び声を聞いて、駆けつけ、兵士を切りつけました。そのせいで、Naw Sun Setさん家族は、村にとどまることができなくなり、難民として国外へ逃げました。

(4) 裁判官団の出した「勧告的意見」

これらの証言や書証をもとに、本法院の裁判官団は、「人道に対する罪に該当する蓋然性が極めて高い」と認定した上で、国際社会に対する「勧告的意見」を公表しました。

特に注目すべきは、裁判官団が、国際社会に対し、国連独立調査団の派遣が必要な状況であることを確認すること、そして同調査団の派遣によっても事態が改善されない場合、国際刑事裁判所への付託決議を検討することを強く求めることを勧告したことです。

裁判官団の意見は、強い支持を持って受け入れられ、本法院は閉廷となりました。

三 本法廷を開催して

本法廷は、国際社会上、大変意義あるものでした。日本政府も、本法廷を踏まえ、不処罰を断ち

切るために国連独立調査団の派遣と国際刑事裁判所への付託を国連に強く働きかけるべきです。

そして、日本には、本法廷により明らかになったビルマの人権侵害から脱出してきた「難民」が数多くいます。難民制度や労働環境の改善などを通

じて、彼らの日本での生活を安定させ、十分に庇護することも、私たちが国際社会の一員として求められていることだと思えます。

みなさま、今後ともどうぞよろしくお願います。

「静かな空」を取り戻すために

普天間爆音訴訟控訴審判決

二〇一〇年七月二九日、福岡高等裁判所那覇支部において、普天間米軍基地爆音訴訟の控訴審判決が言い渡された。のちに述べるように、本判決は、普天間基地が「世界一危険な基地」であることを受け止め、国に対して原告三九六名全員への損害賠償を命じるなど、高く評価できる側面がある一方で、原告の悲願である米軍機の飛行差止請求を棄却するなど、二面性を持った判決である。

あいち 西川 研一

一 爆音被害の実態

軍用機による爆音被害は体験しないと分からない

いが、それでも、各種データや原告らの声から、その被害を想像してみることは可能である。

普天間基地周辺で最も被害の大きい地点の一つ上大謝名では、年間騒音発生回数が二〇〇三年に

は三万九六三回を記録している。単純な一日平均回数でも約八五四。さらに曜日別日平均発生回数だと二日約二六〇回(二〇〇二年水曜日)である。また、瞬間的な音の大きさを示す最高音圧レベルは、年々大きくなり二〇〇八年には二〇dBを超えている(二〇〇dBで、電車通過時のガード下程度)。

多数配備されているヘリなどからの低周波音被害が大きいことは、普天間基地に特徴的である。不定愁訴などに加え、他と同じW値(うるささ指数)でも、普天間基地周辺住民の方がより「うる



ささ」感が高いなど被害は深刻である。
 このような爆音に晒されている原告住民らは、
 耳鳴り、難聴、頭痛、疲労倦怠などの健康被害を

訴えている。そして爆音については、「内臓がえぐ
 られるような音」「心臓が刺される感じ」といった
 ものから、ヘリの場合、(沖縄国際大学への墜落を
 受け)墜落への恐怖感を示すもの
 も多い。「静かな空」が住民の悲願
 であることがわかる。



写真上、議員会館前の座り込み、下は、都内での
 支援者への報告集会(八月二日・三日の東京行動)

二 控訴審判決について

(1) 損害賠償について

控訴審判決は、以上のような原告住民の被害実
 態に真摯に向き合い、住民らの健康
 被害、米軍機墜落への恐怖、米国内
 では許されない「世界一危険な飛行
 場」であることなどといった事情に
 加え、低周波による住民の健康被
 害を考慮し、原審の倍である日額
 四〇〇円・二〇〇円の損害賠償を認
 めた(将来分は訴え却下)。

低周波音による健康被害を初め
 て前提とし、二〇年近く金額が不変
 だった損害賠償額が倍額とされた点
 (もちろん、まだまだ低額であるが)
 は特に重要である。

(2) 差止請求について

控訴審判決は、前記のように爆音
 の違法性を断罪している。

しかし、飛行差止請求は、他のほ
 どの米軍機爆音訴訟と同じく、
 第三者行為論によって棄却した。国

が基地提供など米軍の行為に密接にかかわっているにもかかわらず、米軍は「第三者」であり、その差止を国に対して求めることは失当とするものである。さらに、判決は、米国に対する施設返還要求等の判断は、国による「政治的責任を伴った広範な裁量に委ねられている」などとして、統治行為論・裁量論的議論を持ち出して差止請求を退けている。この点は、原審にはなかった特徴である。

問題は、判決自ら爆音の違法性を正面から認め、原告住民らの人権侵害を認めておきながら、他の爆音訴訟同様、違法性の根拠である飛行については差止を認めなかった点である。国民である原告住民の身体被害が生じているならば、即時にそれを取り除くのが国家の義務であり、その最後の砦が裁判所であるにもかかわらず、である。

人権侵害状態を救済できない(しようとしない)裁判所には、重大な問題がある。「金では爆音は消せない」のである。

なお、このほかにも、差止の前提として被害内容を正確に把握すべきとの趣旨から求めた騒音測定等の請求も、棄却されている。

(3) 控訴審判決の意義

このような控訴審判決は、差止請求棄却という

点で重大な問題を抱えているものの、普天間基地の違法性を正面から認めた点では評価されるべき判決である。これまでの爆音訴訟の水準を二歩前へ進めた判決といえる。

三 「静かな空」を取り戻す

この控訴審判決を受け、訴訟団と弁護士では「静かな空」を取り戻すため、団結と連帯を広げ、法廷内外でたたかっていく所存である。

(1) 最高裁判所へ上告

司法の場で飛行差止を実現すべく、二〇一〇年八月二日付で、訴訟団のうち一〇名が、飛行差止を求めて上告及び上告受理申立を行った。先に最高裁係統中の嘉手納爆音訴訟とも連携して、たたかいを進める。

(2) 法廷外でのたたかい

八月二日から三日、訴訟団と弁護士は、宜野湾市長伊波洋一氏、嘉手納原告団・弁護士らとともに、東京へ赴き、支援団体の協力を得ながら、議員会館前座り込み、院内集会の開催、外務省、防衛省への要請行動などの東京行動を行った。

今後もさらなる東京行動を実現させ、司法の場だけでなく、政官界においても圧力を強めて飛行差止・基地閉鎖撤去を求め、たたかっていく。

さらには、この問題が米国の外交防衛政策に密接に関わる分野であることから、直接と米国に圧力をかける訪米行動も予定している。

(3) 「静かな空」を取り戻すために

「静かな空」を取り戻すためには、訴訟団と弁護士だけでなく、他の爆音訴訟との連携を図っていくことも重要である。原告らで構成する全国基地爆音訴訟原告団連絡会議、弁護士らで構成する全国空港弁護士連絡会など、横の連携もさらに強めていきたい。



発達障害男性の迷惑防止条例違反 被告事件に逆転無罪判決

—東京高裁、自白の信用性を否定—

神奈川 野呂 芳子

一 事案の概要

本件で被告人とされたのは、横浜市在住の二〇代の男性(ここでは「Aさん」)です。

Aさんは、二〇〇八年六月二十九日夕刻、地下鉄白金高輪駅上りエスカレーター上において、携帯電話でアニメ画像を見ていたところ、突然、前方にいた女性から怒鳴られ、身体を押さえつけられ、駅員を呼ばれ、駅事務室を経て、警視庁高輪警察署に任意同行されました。女性は、Aさんに盗撮されたと考え、Aさんを取り押さえたのですが、携帯電話には、盗撮画像はありませんでした。

Aさんは、警察署において、初めて自己が盗撮嫌疑を受けていることに気づき、「やっています」と否認したものの、同日中に、上申書、自白調書を作成され、「画像はすぐ消した」ことにされました。犯行状況再現も行われました。

Aさんは、検察庁に呼ばれ、司法修習生の取り調べを受けた際も、盗撮嫌疑を否認したものの、やはり自白調書を作成されました。

その後、Aさんは、略式罰金手続を拒否したところ、二〇〇八年九月二日に、東京都迷惑防止条例違反で起訴されました。本件では、当初から、女性・駅職員・捜査機関・周囲の乗降客の誰一人「盗撮画像」を見ておらず、「盗撮現場」の目撃者もいなかったため、起訴事実が「盗撮」ではなく、「スカート内に携帯を差し入れた」という「悪い行為」でした。

Aさんは、第一審の東京簡裁でも公訴事実を否認したものの、同裁判所は、二〇〇九年三月三日、Aさんに有罪判決を言い渡しました。

Aさんは、控訴し、二〇一〇年一月二十六日、東京高裁にて、ようやく無罪判決を得ることができました。なお、Aさんは、一審判決の直前、Aさんの法廷での言動に疑問をもったAさんの母親の勧めにより、横浜市発達障害者支援センターを経て精神科医を訪れ、一審判決後、「アスペルガー障害を有する」との確定診断を受けています。私は、Aさんの主治医である右精神科医の紹介により、控訴審弁護人を務めることになりました。

二 女性の被害申告の問題について

もともと、女性が盗撮を疑ったのは、①足に何かあたった、②そのため振り向いたら、直後に「シッター音」がした、③Aさんが携帯電話をもって驚いた顔で立っていた、という薄弱な根拠でした。前記のように、「盗撮画像」はありません。

また、女性が振り向いた後に、「シッター音」がしたのであれば、スカート内に携帯電話が入っている状態か、少なくともスカート内から抜こう

とする状態を見ていなければおかしいのですが、女性はそのような状態も見ていません。

「シャッター音」についても、女性は、捜査・公判を通じ、「特に短い音」「電子音」だった旨貫して述べ続けましたが、後日、控訴審での検証の結果、Aさんの所持していた携帯電話のシャッター音には、女性が述べるような「短い」「電子音」は存在しないことも明らかになりました。

さらに、控訴審判決では、女性の足にあたったのは、携帯電話ではなく、Aさんが所持していた傘であった可能性も言及されています。

三 捜査・公訴提起の問題について

本件は、前記のように、客観証拠がまったくなく、Aさんと女性の主張をていねいに聞いて、客観状況と照らし合わせれば、当日中に嫌疑が晴れていて然るべき事案でした。しかし、警察・検察は、否認するAさんの言い分につまたく耳を傾けず、自白調査などを作成しました。

控訴審判決は、警察での自白調査、検察での自白調査を検討し、①双方の自白調査の間に供述の変遷が見られ、その変遷の理由がまったく見あたらない、②自白には無視できない不自然・不合理な点が多々存すると指摘し、「捜査官に誘導されるままに供述したり、あるいは、捜査官が足らな

いところを作文するなどしたためではないかとの疑いが払拭できない」とまで述べ、Aさんの無罪の大きな根拠としました。

また、Aさんが犯行を認めた上申書についても「余りにもそのないままとまった文章によって作成されており、(中略)警察官が供述するように、『やったことを書いてくれ』と言われただけですらすら書いたものとは到底解されない」と、これも、明確に信用性を否定しました。

四 Aさんのアスペルガー障害について

Aさんの主治医は、私にAさんを紹介するにあたり、「アスペルガーとか、発達障害というところと結びつけて語られることが多いが、実際には、その障害故に適切な状況判断や自己防御ができないなど社会で不利益を被っていることの方が圧倒的に多いのだ」と述べられていました。

その言葉どおり、Aさんも、突然降りかかった嫌疑と取調べに、状況が理解できず、大きく混乱し、自己を守る術を持ちえませんでした。

控訴審では、弁護側は、女性に怒鳴られて以降自白調査作成に至るAさんの心理状態につき、Aさんの特性を踏まえて詳細に解説しました。また、主治医には、意見書提出とともに、証人としても

出廷していただき、Aさんの犯人性の裏付けとされた言動はすべてAさんの特性から説明可能であること、また、医学的見地からAさんに本件犯行は不可能であることなどを述べていただきました。高裁は、かかる弁護側の主張につき、十分に理解を示してくださったと思います。

ただ、留意していただきたいのは、本件の根本的な問題は、Aさんの発達障害ではなく、相も変わらぬ「自白偏重」の捜査姿勢にあります。本件のような「自白偏重」の捜査が続くかぎり、Aさんのような障害を有さない方であっても、えん罪に巻き込まれる可能性は十分にあり、Aさんの場合は、障害を有していたがために、問題が一層顕著であったという過ぎません。

五 国賠提訴

えん罪は、人の人生を破壊します。Aさんとその家族は、事件日から無罪判決確定まで、一年八カ月にわたり、苦しみ続けました。

Aさんは、二〇一〇年七月三日、違法捜査と公訴提起による精神的苦痛の賠償を求めて、横浜地方裁判所に国家賠償請求訴訟を起こしました。

この訴訟の道のりも楽ではないでしょう。しかし「えん罪を繰り返してはならない」との思いを込めてこの訴訟をたたかっていくつもりです。

給費制存続に向け広く国民にアピールを！

国会議員の定数削減問題について活発な討議が

二〇一〇年度第二回常任委員会が、九月三日・四日、京都市中京区・登録会館で開催された。参加者は一四支部一地域五四名。会議では、国会議員の定数削減問題、司法修習生の給費制維持問題について、活発な議論が展開された。決議として、「衆議院議員の比例定数の削減及び参議院議員の定数削減に反対する決議」と「核兵器廃絶を求める決議」（別掲）を参加者全員で確認することも、給費制冊子『被害者はあなた〜「給与貸し出し」がやってくる〜』を二人でも多くの法科大学院生、市民に普及し、給費制存続に向けた取り組みを強化することを確認した。

一 憲法問題

最初に、鳥海準弁学合同部会議長と、開催地京都支部の黒澤誠司事務局長のあいさつがあった。

憲法問題の討議では、まず、本部憲法委員会

員長の大山勇一（東京）から「衆議院議員の比例定数の削減及び参議院議員の定数削減に反対する決議案」と「核兵器廃絶を求める決議案」の趣旨説明がなされた。

国会議員定数削減反対の決議案は、二〇一〇年七月三〇日の記者会見において菅首相が、来年度

の予算編成において「ムダ」の削減として国会議員の定数削減をめざす方針を明らかにし、二〇〇九年度の総選挙で民主党がマニフェストに掲げた衆議院の比例代表選出議員の八〇名削減に加えて、参議院議員の定数四〇名削減をめざして二〇一〇年中に与野党合意を得ることをめざす、と述べたことをふまえたものであり、また、核兵器廃絶を求める決議案は、オバマ大統領のプラハ演説以降、核兵器廃絶を求める国際世論が急速な発展を遂げるなか、菅首相が「核抑止力は必要である」と繰り返し発言するなど、国際世論に逆行する動きがあることをふまえたものである。

決議案の趣旨説明に関連して質疑応答、意見交

換がされた。

国会議員の定数削減問題につき、国会議員が「ムダ」なので削減すべきとの論調に対して、広く市民が納得できる説明が必要であるとの問題提起がなされた。この点に関連し、変形労働時間が争点になった労働訴訟において、当事者による厚労省への申し入れではきちんとした対応がなされなかったのに、国会議員を通じて官僚に説明を求めたところ迅速な対応がなされた事例が紹介され、このような国会議員の存在意義について、広く市民に知らせていくことが必要だとの発言があった。

また、マスコミ報道において、居眠り議員など「ムダ」な議員の存在がクローズアップされていることについて、議員の質の問題と、数の問題は分けて考えるべきだということを確認すべきとの意見がだされた。

さらに、国会議員定数削減問題の背景には、民主主義とは何か、という根源的な問題があるとの指摘がなされ、昨今話題になっている名古屋市長による市議会解散請求（リコール）呼びかけや、阿久根市長の専決処分の問題、一票の格差問題などと合わせて、民主主義について深く掘り下げた議論が必要との発言があり活発な討議がなされた。

続いて、各地から憲法課題に関連する活動報告がなされた。

中島宏治会員（大阪）からは、来年度の憲法ミュージカルの準備状況（大阪・神戸で共催、テーマはアフガニスタン問題）の報告があり、北村栄会員（あいち）から、イラク自衛隊違憲訴訟の判決を活かし、事件の資料を記録化する試みがなされているとの報告があった。加藤丈晴会員（北海道）からは、女性自衛官セクハラ損害賠償訴訟の勝利報告（全面的勝訴した二審判決が確定）、渡部谷子会員（宮城）からは、係属中の情報保全隊の訴訟が証人尋問の段階に入ったことの報告がなされた。

このほか、神奈川支部の九条の会の取り組み、京都支部の憲法集会の取り組み、福岡支部の学者・学生・弁護士による憲法・人権問題に取り組みFSLの活動などが紹介された。

二 司法改革問題

次に、司法改革問題についての報告と討論が行われた。

はじめに、本部司法問題対策委員会委員長の立松彰会員（千葉）から、実施から二年を経た裁判員裁判の現況について基調報告がなされた。七月二十六日に公表された最高裁の報告によると、二〇一〇年五月末までの裁判員裁判の起訴人数は一八九八名、判決を受けた人数は五八二名、控訴率二

九・〇％、平均審理日数四・一日、公判前整理手続の期間平均四・二月であり、依然として起訴された事件の滞留が続いていること、陪審制度のもとでは禁止されている中間評議が濫用されているのではないかとの指摘や、複数事件の区分審理の運用の問題点も指摘されていることなどが報告され、最近の新聞報道や、二年後の制度見直し検証に向けた日弁連や弁護士会や裁判所の議論が紹介された。

討議では、複数の会員から裁判員裁判の経験が報告された。公判前整理手続において、複数被告者との示談書を一枚の弁護士報告書にまとめるように裁判所から要請をされるなど、裁判所による証拠の絞り込みの問題点、従来の事件と比して証拠調べや尋問時間が制限されたり、証拠調べのあとに直ちに論告、弁論を実施するなど、タイトな公判スケジュールを実現するために「逆算」して公判審理が制限されていることの問題点などが改めて指摘された。

三 京都支部企画

開催地の京都支部企画として、ジャーナリストの寺園敦史氏から「部落問題―市民オンブズマンでさえ避けがちな行政分野」、井関佳法会員（京

都)から「京都における同和奨学金問題への取り組みの報告」がなされた(詳細は別掲)。

四 修習生・法科大学院生・学生支援

1 修習生委員会からの報告

会議二日目の討議は、まず、修習生・法科大学院生・学生支援から始まった。

修習生・法科大学院生・学生支援について、本部修習生委員会の津田二郎会員(東京)から、給費制冊子「被害者はあなた」司法修習生「給与貸し出し」がやってくる」を発行し、二〇一〇年九月三日に常任委員会に先立ち司法記者クラブで記者会見を行ったことが報告された。

次に、各修習期の状況について報告があった。現行六三期は二回試験の結果、不合格者は二八名、そのうち再試験組が一六名、現行六三期が二名であった。

新六三期では入所先の内定がない人が多数おり、いっそう就職問題が深刻化していること、現行六四期は部会結成を呼びかけているところであるが、一月集会のような企画を三月ころにもちたいという声が上がっているという。また、新六四期は、九月九日に新司法試験合格発表があり、一

月から実務修習が始まるが、前期修習がないうへ一月集会を経験できないため、部会結成や七月集会開催には弁学合同部会の働きかけが重要であると強調された。

法科大学院生部会・学生については、八月一日に法科大学院生部会総会を開催し、堀越事件をテーマに学習会を行ったこと、七月集会参加者から入会希望があったことや、九月一日に行われた学生セミナーには二人の参加者があり、法科大学院生部会につながることを期待されると報告された。

2 給費制維持の取り組みについて

司法修習生の給費制維持について、各支部の取り組みが報告された。

渡部啓子会員(宮城)から、一〇月の臨時国会を目標に運動を一気に進めたい、いかに世論を作っていくかが重要だ、と意気込みが示された。また、佐野就平会員(京都)からは、京都府下のすべての法科大学院に給費制維持をアピールし、龍谷大学を中核にビギナーズネットを広めていること、八月二八日のシンポジウムに約二四〇人の参加があったことが報告された。立松彰会員(千葉)からは、法科大学院在学中の財政的支援が不備であり、新司法試験は広く社会人などに門戸が開いている試

験とはいえないのではないかと、増員問題や法科大学院乱立問題は、給費制問題を突破口としつつ、切り離して考えざるを得ないのかとの意見が出された。また、諸富健会員(京都)は、ビギナーズネットの街頭宣伝の感想として、そもそも一般人は「修習生」について知らない、地道に運動を広める必要があると述べた。

議論の最後に、給費制存続に向けて青年団体や学生組織などへも冊子の普及を呼びかけ、広くアピールすることが重要であることが確認された。

3 新六四期への支援について

新六四期への支援について、修習生委員会委員長の笹山尚人会員(東京)と津田会員から、新修習は修習生同士が横のつながりをもちにくいこと、また、給費制が廃止されても全国から修習生が集まる集会を開催できるのか、といった問題提起がなされた。

これを受けて、川崎拓也会員(大阪)からは、七月集会の経験を次の期に引き継ぐために形として残しておくなければならないと意見があった。また、中平史会員(大阪)は、新修習になっても七月集会は着実に開催されており悲観的に考えることはない、悪条件の中でも支援してゆくのが先輩弁護士としての務めである、と前向きな意見を述

べ、五年ほど前から大阪支部が開催している学生ゼミが法科大学院生らに確実に根付いていることを紹介した。諸富会員も、今年八月二七日に京都で開催した学生ゼミについて報告し、本年の七月集

会について、「七月集会から七月集会へ繋げる意識が反映され、多くの法科大学院生の参加があった」と述べた。さらに、加藤悠史会員と北村栄会員（あいち）からは、九月に札幌で行われる第一回

人権研究交流集會に修習予定者らが参加する費用を支部が負担することとし、現在六名が参加予定であることが報告された。また、吉江仁子会員（あいち）からは、新六〇期の弁護士が環境法の論点表を作成し、この論点表の改訂作業を通じて法科大学院生らとのネットワークを深めていることが報告された。

最後に笹山会員が、新六四期以降の修習生については、修習生・修習予定者と弁護士が、全国の修習生同士が繋がりを作れるような支援を、引き続き強めていきたいと締めくくった。

五 第一四回人権研究交流集會について

第一四回人権研究交流集會については、実行委員会現地事務局長の加藤文晴会員（北海道）から、現段階での参加人数が三〇〇人余りであること、一

般や非会員にも興味をもってもらうよう、北海道新聞の記者にもいくつかの企画をアピールして記事掲載を求めていること、六〇期以降の全弁護士や市民団体などに広く呼びかけて、参加者の増加に努めていること報告された。

次に、全体会・分科会の各担当者から、企画内容や準備状況が報告され、講師やパネリストが決定し、当日に向けて着実に準備が進んでいることがうかがわれた。

最後に、人権研究交流集會の成功に向けて、いま一度、全国の会員に対してチケット普及とカンパを呼びかけようとの提言がなされ、全会一致で確認した。

六 青法協弁学合同部会設立四〇周年企画

井上聡会員（東京）から、青法協活動の歴史を振り返り、今後の活動の発展につなげることを目的として、青法協弁学合同部会設立四〇周年記念企画を開催することが報告された。記念企画は二

月の第三回常任委員会のうち二日（二月三日）をあて、多くの会員が参加できるよう開催場所は東京とされた。また、式次案として、第一部は記念講演や対談、第二部を記念パーティーとして、スピーチ、映像により四〇年を振り返るという内

容が紹介された。

今後は、各支部の全体の状況を把握するために、アンケート調査を実施することであった。

井上会員は、昔を懐かしむだけでなく、若い会員からの要望を反映した記念企画としたい、と締めくくった。

七 まとめ

閉会に先立ち、「核兵器廃絶を求める決議」「衆議院議員の比例定数削減及び参議院議員の定数削減に反対する決議」について、いずれも前日の議論の中で問題となった点を反映して修正し、採択された。

最後に、弁学合同部会議長である鳥海準会員（東京）が、二日間の議論を振り返り、活発な議論がなされたとの感想が述べられ、第一四回人権研究交流集會や弁学合同部会四〇周年記念企画の成功に向けて全体で盛り上げようとの言葉で閉会となった。
（文責 鈴木麻子・中村直美）

京都支部企画

京都における市民ウォッチャーの取り組み

— 同和奨学金問題を中心に —

京都 諸富 健

一 二〇一〇年度第二回常任委員会が京都で開催され、地元企画として「京都における市民ウォッチャーの取り組み」同和奨学金問題を中心に「」を実施した。

市民ウォッチャー・京都は、全国市民オンブズマン連絡会議に加入している市民オンブズマンで、一九九七年四月に結成された。労働組合・市民団体などの団体会員および弁護士・学者・一般市民などの個人会員で構成され、毎月一回幹事会を開き、自治体情勢や訴訟の進展、今後の取り組みなどを議論している。

今回講師を引き受けていただいたフリーライターの寺園敦史氏と弁護士の井関佳法会員も市民ウォッチャー・京都の幹事であり、特に寺園氏は行政調査や政策提言などの点で中心的な役割を果たしている。

「同和」について聞き慣れない会員も多いかもしれないが、「同和」問題は全国的課題であり、各地の会員に関心を持っていただくきっかけにしたいと考え、地元企画として取り上げた次第である。

二 前半部分では、寺園氏に「同和」問題とはそもそもどういうものか、過去にどのような事例があり、現在何が問題となっているのかについて、基本的なところを語っていただいた。

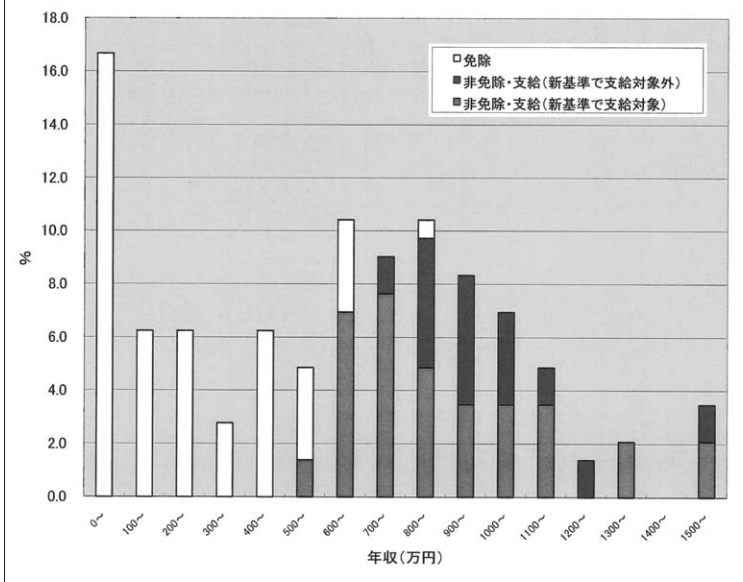
「同和」とは、部落差別を解消するための運動の

ことをいう。そして、部落とは、封建的身分制の中で最下層におかれていたエタを直接の先祖とし、近代以降も旧身分の残滓に苦しめられている人々が集中的に居住している地域をいう。しかし、今日部落に居住している住民のうちエタの末裔でもつるケースはごく限られており、部落の自覚をもつ人々が結成する団体が運動の中心を担っている。

一九六九年に同和对策事業特別措置法が制定され、同和地区のインフラ整備や差別解消のための教育などが推進された。その結果、生活環境の改善や差別意識の低下など部落差別の解消が進展し、二〇〇二年に国による同和对策関連事業は終了した。

ところが、長年のゆがんだ同和行政によって運動団体の権限が強化され、行政に深く介入するようになった。たとえば、京都市では、環境局や上下水道局などの現業職場において同和選考採用という職員採用方式がとられてきた。これは、同和団体に職員採用の枠を与え、同和団体が推薦した者を自動的に採用するという制度である。職員の採用権限を獲得した同和団体は、自らの団体に貢献することができるかどうかを基準として、職員に推薦する者を選考した。その選考においては、職員としてふさわしいかどうかは考慮されないため職場の規律が非常に乱れた。

H15年度国奨学金返還初年度者の免除・非免除の別及び新基準による自立促進援助金支給の有無



このことは、一九九六年から二年たらずの間に京都市職員が九四人も逮捕されたことに現われている。しかも、その逮捕理由は、中学生に対するわいせつ行為、ATMをゴルフクラブで破壊、生活保護応急護護金の水増し請求・着服、覚せい剤使用など悪質な犯罪がずらりと並び、著しく規範意識が鈍磨した驚くべき実態が明らかとなった。寺園氏は、過去に部落差別が存在したことは厳

然たる事実であるが、今日古典的な部落問題は基本的に解決しており、にもかかわらず「同和」を特別扱いすることは許されない、これは京都のみならず全国的な問題であると訴えた。

二 後半部分は、井関佳法会員に京都における同和奨学金問題を中心とする取り組みについて報告いただいた。

同和奨学金とは、同和地区に居住する子どもたちの教育の機会均等を保障するために設けられた同和对策事業の一つである。当初は給付制だったが、一九八〇年代に入って国の方針が転換し、貸与性に移行した。ところが、京都市では同和団体の圧力により、自立促進援助金を支給して実際の返済を京都市が肩代わりする制度が導入された。

その結果、同和地区に居住する子どもたちには、世帯収入に関わりなく一律に返済不要の奨学金が支給されることとなった。

そこで、市民ウォッチャー・京都は、このような奨学金の返済を肩代わりする自立促進援助金は違法な公金支出であると、住

民訴訟を提起した。二〇〇四年の京都地裁判決では、支出の違法性は認めながら、損害立証が尽くされていないという理由で敗訴した。しかし、二〇〇六年の大阪高裁判決では、地区内外の格差が是正されたのに、世帯収入にかかわらず一律に個人給付を継続することは行政の裁量権を逸脱するものであり違法であるとして、一部勝訴となった。最高裁は二〇〇七年上告受理申立を却下したため、大阪高裁判決が確定した。

井関会員が用意したグラフによれば、昭和四〇年代後半には同和地区と全市の進学率にはほとんど差がなくなっているにもかかわらず、同和地区の子どもたちへの優遇政策が継続し、年収一〇〇〇万円を超える世帯に対しても自立促進援助金が支給されている。このような特別扱いをする公金支出が違法であることは明らかであろう。

また、井関会員は、同和補助金の問題も取り上げた。同和補助金とは、同和団体が実施する「学習事業」などに対して同和問題の解決のために有効と判断して事業助成金を交付するというものである。ところが、この「学習事業」なるものが、架空の温泉旅行だったり、人数や料金を水増ししたうえ、高額な飲代やコンパニオン料金などを請求する「学習会」だったりというところでもない事実が判明した。

当然、市民ウォッチャー・京都は違法な公金支出であるとして住民訴訟を提起し、一審判決で一部認容判決を勝ち取った(控訴審で勝訴的和解)。

四 企画当日に配布した資料の中に、同和奨学金自治体別返還・滞納状況を表にしたものがある。

青年法律家協会弁護士学者合同部会第二回常任委員会◎決議

核兵器廃絶を求める決議

一 核兵器廃絶をめざす国際的世論の高まり

二〇〇九年四月のオバマ大統領のプラハ演説以降、核兵器廃絶を求める国際世論は急速な発展を遂げている。

今年五月の核不拡散条約(NPT)再検討会議は、決裂に終わった前回二〇〇五年会議とは対照的に、今後の核兵器廃絶に向けた国際的な議論を前進させる足がかりを築く画期的な国際会議となった。

同会議で採択された最終文書は、核兵器のない世界の平和と安全を決意し、核保有国が自国の核兵器の完全廃絶を実行すべきことを唱っている。

のがある。これによると、回答分だけでも二府二〇県において同和奨学金制度が導入されていることがわかる。たしかに、関西以西で「同和」問題が大きく取り上げられることが多いことは事実であるが、この表を見れば、「同和」問題は関西にか

核兵器と「核抑止力」による「平和」ではなく、核兵器廃絶による真の平和の実現こそ、国際社会がめざすべき目標であることが確認された。

潘基文国連事務総長は、再検討会議において、核兵器禁止条約の締結に向けた交渉の開始を呼びかけ、最終文書でも初めて同条約について言及がなされた。すでに二〇〇九年の国連総会は、同条約を求める決議を中国も含む圧倒的多数の賛成で採決しており、国際政治の現実的・具体的課題となっている。

幾つかの核保有国の反対により、核兵器廃絶の期限については合意に至っていないが、平和市長会議が二〇二〇年まで、非同盟諸国は二〇二五年

ぎらず全国的な課題であることがご理解いただけると思う。

今回の企画をきっかけとして、多くの会員の皆さまに「同和」問題への関心をもっていただき、何かの折に取り組んでいただければ幸いである。

までと、それぞれ提唱するなど、国際的な運動の中で期限を区切った核兵器廃絶の提案が次々となされていることは重要である。

また、国連事務総長や米政府代表が初めて広島平和記念式典に出席するなど、核兵器廃絶を求める国際的機運は新たな高まりを見せている。

二 「核抑止力」論に固執する民主党政権

しかし、米国は、冒頭にあげたオバマ大統領のプラハ演説の一方で、今年四月に発表した「核態勢の見直し(NPR)」には、「核廃絶」も「先制不使用」も盛り込まない一方、日本を含む海外への核兵器再配備方針を打ち出している。

また、わが国においては、菅首相が「核抑止力が必要」(八月六日 広島記念式典終了後の記者会見)との発言を繰り返すなど、「核抑止力」論に固

執している。岡田外相は、NPT再検討会議に参
加せず、核兵器廃絶をめざす運動に背を向けてい
る。この間重大な問題として浮上した日米核密約
問題についても、政府は密約の存在すら否定して
いる。さらに、非核三原則の法制化にも消極的な
姿勢を露わにし、「持ち込ませず」の原則を否定し
二原則に後退させようとしている。

核兵器廃絶の新たな機運が生まれ、被爆国日
本が果たすべき役割がいよいよ増している中、そ
れに背を向けさらには逆行しようとしている政府
の姿勢は断じて許されない。「核抑止力」論は、際
限のない核軍拡競争、新たな核保有国、世界中の
人々の絶え間ない恐怖を生み出しただけであり、
その誤りは歴史的に証明済みである。外務省は、
今年九月に核軍縮に関する外相級の国際会議の開
催を計画しているが、こうした国際社会の場で日
本が積極的な役割を果たすためには、まず日本国
政府自身が、「核抑止力」論という誤った立場を捨
て去ることが不可欠である。そして、被爆国とし
て、核保有国に廃絶を求める外交を展開し、期限
を区切った核廃絶について具体的な提言をすべき
である。

三 核兵器廃絶に向けて

今後とも、菅首相らの主張する「抑止力」論と

いう誤った立場を克服し、政府や核保有国に方針
転換を迫るためにも、核兵器廃絶を求める市民の
運動をより一層発展させなければならない。

青年法律家協会は、戦後の再軍備に抗し、戦争
の惨禍を繰り返さず平和と民主主義を守り実現す
ることを掲げて設立された。核兵器と核兵器の恐
怖は地上から廃絶されなければならない。青年法
律家協会弁護士学者合同部会は、核保有国に対し
て、期限を区切った核兵器廃絶について具体的な
計画をもつよう強く求めるとともに、日本政府に
対しても、被爆国として核保有国に廃絶を求める
外交を展開し、期限を区切った核兵器廃絶につい

て、期限を区切った核兵器廃絶について具体的な
計画をもつよう強く求めるとともに、日本政府に
対しても、被爆国として核保有国に廃絶を求める
外交を展開し、期限を区切った核兵器廃絶につい

衆議院議員の比例定数の削減及び参議院議員の 定数削減に反対する決議

一 議員定数削減の方針

菅直人内閣総理大臣は、二〇一〇年七月三〇日
の記者会見において、来年度の予算編成について
「ムダ」を削減するとして、国会議員の定数削減を
めざす方針を明らかにし、二〇〇九年の総選挙で
民主党がマニフェストに掲げた衆議院の比例代
表選出議員の八〇人削減に加えて、参議院議員の

て具体的な提言をするよう強く求める。

また、当弁護士合同部会は、平和を願うすべての
市民・団体と共同し、運動の発展に尽くすこと、
とりわけ、核密約問題の徹底究明と密約の廃棄、
非核三原則の法制化など、法律家として貢献すべ
き課題について全力をあげて取り組むことを決議
する。

二〇一〇年 九月 四日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第二回 常任委員会

定数の四〇人削減をめざして今年中に与野党合意
を得ることをめざすことを明らかにした。

二 定数削減は代表民主制を破壊する暴挙

しかし、この方針はわが国の民主主義にとつて、
極めて重大な問題を投げかけるものである。
日本国憲法は、前文第一項後段において「そも
そも国政は国民の厳粛な信託によるものであって、

その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民が享受する」ことを宣言し、国民主権と代表民主制を採用した。現代における代表民主制においては、国民意思と議会意思の事実上の類似性が要求され（社会的代表）、国民の多様な意思ができるかぎり忠実に議会に反映されるために必要な議員の数が要求されるのである。

人口一〇万人あたりの国会議員数をみると、日本は〇・五七人であるのに対し、スウェーデン三・八三人、イギリス二・二八人、ドイツ〇・八一人、韓国〇・六二人などとなっており、日本の国会議員数が諸外国に比べて多いとはいえない。

また、本来、どれだけの国会議員が必要であるかは、主権者たる国民の要求や意見をくみ上げて議会に反映させるためにはどの程度の方が適正であるかという観点から、慎重に決められるべき問題である。

衆議院議員を八〇人削減することによるコスト削減は五四億円にとどまると試算されており、政党助成金として毎年三二〇億円が支払われていることと比較すれば、「ムダ」削減のために国会議員の定数を削減する意味は薄いといえよう。

このような慎重な検討を欠いたまま定数削減を強行することは、民意を反映し、代表の正統性を

確保する機能を大きく損なうものであり、代表民主制を破壊する危険をはらむ暴挙であるといわざるを得ない。

むしろ、国会議員が「ムダ」であるから削減するという発想それ自体、国民主権原理をないがしろにする極めて浅薄な理解に基づくものであるというほかない。

三 定数削減の真のねらいは多様な国民意見の排除

菅首相の提案によれば、現行選挙制度はいっそう単純小選挙区制に近づくことになり、多様な国民の意見が国会から事実上排除されることにつながる。

例えば、菅首相がめざす、衆議院の比例定数八〇議席削減が実現し、比例代表一〇〇議席となった場合、二〇〇九年八月の衆議院議員総選挙の結果に基づくシミュレーションによれば、比例代表では、民主・自民の両党で七一・九%の得票率ながら八三議席を獲得する結果となる。

また、参議院議員の四〇議席削減が実現すれば、参議院議員が半数改選であることや都道府県を選挙区としていることを考慮すれば、選挙区選出議員の定数削減は極めて困難であり、比例代表区が削減の対象となる可能性が非常に濃厚である。その場合、今年七月の参議院議員通常選挙の

結果に基づくシミュレーションによれば、比例代表区では、自民・民主が五五・五%の得票率ながら二五議席を獲得し、その他の政党は四〇・七%の得票を得ながら一五議席にとどまる結果となる。

これらのシミュレーションの結果によれば、自民・民主の二大政党は得票率より過剰に議席が与えられる一方で、その他の政党は得票率より少数の議席しか与えられない結果となるのであり、衆議院議員の比例定数の削減及び参議院議員の定数削減ともに二大政党以外の政党に投票する国民の要求や意見を国会から排除することをねらったものであることは明らかである。

四 比例代表定数削減はさらに民意からの乖離を助長

日本国憲法は、公務員の選挙権を国民の固有の権利として保障し（二五条一項）、普通選挙制度の保障（二五条三項）にとどまらず、両議院の議員の選挙に関する差別を禁じ（四四条但書）、投票人の一票の重さを平等とすることを要求していると解される。国民一人ひとりの意見が忠実に反映されなければ、国民主権原理は貫徹できないからである。

にもかかわらず、小選挙区制度と比較し民意の反映機能が強い比例代表の定数だけを削減するこ

と、さらには、参議院においても比例代表の定数を削減することは、国政選挙において多様な民意を忠実に国会に反映させる機能を失わせ、選挙を通じて多様な意見や要求を議会にくみ上げる代表民主制の機能を弱めることにつながるものであり、憲法が要求する「正当に選挙された代表者」の選出機能を損なうものであって、国民主権原理を破壊するものであるといわざるを得ない。

五 国会議員定数削減に反対する

青年法律家協会は、平和・国民主権・基本的人

権の擁護を目的として結成された。私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、代表民主制及び国民主権原理を守るため、国会議員の定数削減に強く反対し、民意を適正に反映する選挙制度の実現のため奮闘する決意を表明するものである。

二〇一〇年 九月 四日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第二回 常任委員会



▼今年の夏は、ことのほか暑かった。東京の気温は平年より二・三度も高かったというのだから、へばってしまったのも無理からない。

▼今年も広島原爆慰霊祭は暑い日だったが、菅首相は広島でわざわざ「核抑止力は必要だ」と述べたという。これでは、鳩山前首相が打ち出した普天間基地の国外撤去を求める問題提起の行方は、ますます後ろ向きになるのだろう。▼そもそも民主党は、鳩山から菅への政権移動から三カ月にもならないうちに代表選を行うというのだから、抱えてい

る政治課題の重大さについて、国民と政権中枢の認識には大きな差があるらしい。▼しかもこの間には岡田外相が、辺野古の新滑走路には新型のテイルローター機「オスプレイ」の配備が考えられていることを明言したが、これによる飛躍的な性能向上や開発中の相次ぐ墜落事故などの事実を知りつつ、そうした米側の思惑を押し返そうという姿勢は見られない。▼沖縄県内での基地移転には、さらに、軍事的機能の拡充が意図されているのである。このまま普天間基地の国外撤去がうやむやにされないよう、情勢を見つめ、紙面での取り組みを続けていきたい。

(米倉 勉)

青年法律家協会 創立50周年記念

『平和と人権の時代』を拓く

青年法律家協会弁護士学者合同部会 [編]

青年法律家協会会員が近年取り組んできた平和、人権、民主主義、司法の民主化と権利救済の取り組みは、人権擁護と日本の司法の民主化に大きな影響を与えている。50周年を機にその取り組みの集約と改憲の動きに抗した実践的理論を指し示す。法曹志望者には必読。

◆好評発売中 A5判 定価2835円(税込) ISBN 4-535-51415-1

日本評論社
http://www.nippyo.co.jp/